

# 業 務 仕 様 書

件 名：令和 6 年度 緑地除草業務委託

履行場所：島尻郡南風原町字新川 650 番地（那覇・南風原クリーンセンター）

履行期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

第 1 条 本仕様書は「令和 6 年度 緑地除草業務委託」に適用する。

（業務内容）

第 2 条 業務内容は以下のとおりとする。

【業務内容①】 那覇・南風原クリーンセンター敷地内（「別紙図面参照」法面を除く。主に、芝面の除根・芝刈り、花壇や土面）の除草清掃を行う。

【業務内容②】 計量棟前より市道鳥堀 12 号線までの搬入道路歩道側の（「別紙図面参照」平地及び一部壁面）の除草及び立木剪定清掃を行う。

数量表【業務内容①】

作業	形状寸法	作業場所	作業範囲		摘要
機械及び 人力除草	コウライ芝・イヌシバ・すすき等	那覇・南風原クリーンセンター敷地内	5,830	m <sup>2</sup>	「別紙図面参照」

数量表【業務内容②】

作業	形状寸法	作業場所	作業範囲		摘要
機械及び 人力除草	すすき、ギンネム等除草、ピンクテコマ剪定	搬入道路歩道側	200	m	「別紙図面参照」

（就業日）

第 3 条 就業日及び時間は以下のとおりとする。

【業務内容①】

毎週水曜日（第 5 週目を除く）の午前 9 時から正午までの間で 3 時間とする。ただし、天候不良等で就業できない日が続く場合は、就業日を調整の上変更するものとする。また、就業日が祝日の場合は休みとする。

【業務内容②】

5・7・9・11・1・3 月の水曜日の午前 9 時から正午までの間で 3 時間とする。天候不良等で就業できない日が続く場合は、就業月を調整の上変更するものとする。

(就業人員)

第4条 指導員2名、軽作業員3名の計5名とする。ただし、人数欠員が出るときは、事前に連絡し後日調整する。

(処分)

第5条 本業務で発生する刈草、剪定枝、伐採木等の処理については、当組合のごみピットまで運び投棄する。

(機材資材等)

第6条 本業務に必要な芝刈り機等の道具及び消耗品（手袋、ごみ袋）については受託者が負担する

(報告)

第7条 本業務の実施にあたり、業務報告書（従事した日毎の従事人数、作業場所、作業場所の作業前及び作業後の写真）を作業月の翌月に請求書とともに提出すること。

(その他)

第8条 天候不良、または委託者及び受託者の都合により休業する場合、または就業日を変更するときは双方で協議の上定める。